具体的かつ詳細な随意契約理由について（業務委託）

No.	案　件　名　称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	WTO
1	令和8年度　副首都・大阪プロモーション事業における動画制作等業務委託	その他	株式会社テー・オー・ダブリュー	1,307,350円	令和8年9月3日	地方自治法施行令第167条の２第１項第２号	G5	-

1

随意契約理由書

1　案件名称

令和８年度　副首都・大阪プロモーション事業における動画制作等業務委託

2　契約の相手方

株式会社テー・オー・ダブリュー

3　随意契約理由

大阪府・大阪市では、広く「副首都ビジョン」の取組を知ってもらい共感を得ることにより、「副首都・大阪」の実現に向けた機運を醸成することを目的にプロモーション事業を実施している。これまで既存動画の SNS 広告配信及び投稿に注力し、パブリックリレーションズの構築をめざしてきたが、最近の報道等の影響により「副首都・大阪」の認知度が変化した可能性が高いため、改めて新しい動画制作及びそれを使った広告配信、広報最適化検討及び助言等を受けることとしたが、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、高度で専門的な技術力や知識や芸術性・創造性を保有する民間事業者からの提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社テー・オー・ダブリューの評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社テー・オー・ダブリューと地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号の規定により随意契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２第１項第２号

5　担当部署

副首都推進局 副首都推進担当（電話番号　06-6208-8862）